

○揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所の設置及び管理に関する規則

平成18年2月22日

規則第17号

揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所の設置及び管理に関する規則（平成17年揖斐川町規則第120号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成17年揖斐川町条例第224号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所（以下「案内所兼直売所」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定管理者 条例第5条に規定する指定管理者をいう。
- （2） 利用料金 条例第6条に規定する利用料金をいう。
- （3） 利用者 条例第9条に規定する利用者をいう。

（開館時間）

第3条 案内所兼直売所の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（閉館日）

第4条 案内所兼直売所の閉館日は、次のとおりとする。
（1） 火曜日（当該火曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日である場合は、その翌日）
（2） 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に休館し、又は前項に規定する休館日に開館することができる。

（施設の管理）

第5条 指定管理者は、次の各号に定めるところにより案内所兼直売所を管理しなければならない。

- （1） 案内所兼直売所及びこれに附帯する設備並びに備品類の維持管理について

は、特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、速やかに措置しなければならない。

(2) 案内所兼直売所においては、常に健全かつ明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならない。

(3) 案内所兼直売所における火災、盗難等非常災害発生の防止には万全を期さなければならない。

(4) 非常事態が発生した場合には、速やかに利用者の安全を図るとともに関係機関に通報し、被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(帳簿の備付け)

第6条 指定管理者は、入館の受付に関する帳簿を備え、帳簿に記録しておかなければならない。

2 指定管理者は、会計に関する帳簿、物品の管理に関する帳簿その他必要な帳簿を備えて記録しておかなければならない。

(利用料金の掲示)

第7条 指定管理者は、利用料金を受付その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

(利用の申請及び許可)

第8条 条例第7条第1項及び第9条の規定により、案内所兼直売所を利用する者は、春日観光案内所兼農林産物直売所利用許可申請書を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守し、秩序を保持しなければならない。

(1) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。

(2) 施設の備品をき損しないこと。

(3) その他指定管理者の指示に従うこと。

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、春日観光案内所兼農林産物直売所利用料金減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所の設置及び管理に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の揖斐川町春日観光案内所兼農林産物直売所の設置及び管理に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。